

「1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について

当会では、役員は報酬を得ておらず、また職員を雇用しておりません。  
したがって、「1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」はございません。

令和元年6月24日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県我孫子市本町3丁目2番1  
アビイマンション718号  
認定NPO法人東葛市民後見人の会

理事長 松村 直道

電話番号

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	認定NPO法人東葛市民後見人の会	事業年度	30年4月1日~31年3月31日
-----	------------------	------	------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
会費・入会金	／ 970,000 円
(正会員会費・入会金)	／ (702,000) 円
(賛助会員会費)	／ (268,000) 円
事業収入	／ 501,100 円
助成金・補助金	／ 1,114,949 円
後見・見守り報酬	／ 2,903,000 円
寄付金	／ 684,000 円
見なし寄付金	(796,585) 円
その他	／ 76,032 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	／ 6,249,081 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
該当なし	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
該当なし	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
該当なし	円	
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び支出の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		460,000円	助成金
		400,000円	助成金
		288,000円	後見報酬
		262,000円	後見報酬
		254,949円	補助金

(2) 支出の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		882,000円	貸借料、敷金
		216,000円	備品購入
		149,600円	顧問料・講演料
		146,660円	報告書印刷
		129,600円	顧問料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
該当なし				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	貸付資産の内容等
該当なし				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。） 別紙

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
別紙					

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
該当なし		
	円	

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
該当なし	円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
該当なし				円
・				円
・				円
合 計				円

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。） [⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
該当なし		円
・		円
・		円

3 取引の内容に関する事項 (3)ハ役務の提供(施設の利用を含む)

別紙:内訳

(金額単位:円)

支払先	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務の提供の内容等
	常務理事		H.30.6.3	15,000	レベルアップ講座講演料
	"		H.30.11.17	10,000	松戸養成講座講演料
	"		H.31.1.22	12,000	後見報酬
	"		H.30.10.7	15,000	レベルアップ講演料
	"		H.30.11.18	7,500	レベルアップ講演料
	"		H.30.11.25	5,000	レベルアップ講演料
	"		H.31.1.20	15,000	レベルアップ講演料
	"		H.31.3.26	1,000	流山市相談料
	正会員		H.30.11.18	7,500	レベルアップ講演料
	正会員		H.31.3.26	1,000	流山市相談料
	正会員		H.31.2.20	5,000	後見報酬
	理事		H.30.6.19	7,500	野田養成講座講演料
	正会員		H.30.6.18	48,000	後見報酬
	"		H.31.1.22	16,000	後見報酬
	"		H.31.2.21	12,000	後見報酬
	正会員		H.30.11.10	3,500	松戸養成講座講演料
	理事		H.30.6.22	12,000	後見報酬
	正会員		H.30.9.10	4,000	後見報酬
	理事		H.31.3.20	60,000	後見報酬
	"		H.31.3.26	4,000	流山市相談料
	正会員		H.30.6.18	12,000	見守報酬
	"		H.31.3.12	12,000	見守報酬
	常務理事		H.30.4.15	1,000	スキルアップ講演料
	"		H.30.6.17	15,000	柏レベルアップ講演料
	"		H.30.7.18	12,000	後見報酬
	"		H.30.9.10	12,000	後見報酬
	"		H.30.8.19	10,000	レベルアップ講演料
	"		H.30.11.12	12,000	後見報酬
	"		H.31.2.20	12,000	後見報酬
	"		H.31.2.20	1,000	後見報酬
	正会員		H.30.7.18	48,000	後見報酬
	正会員		H.30.6.22	60,000	後見報酬
	正会員		H.30.11.12	57,000	後見報酬
	正会員		H.31.1.22	60,000	後見報酬
	"		H.31.3.26	1,000	流山市相談料
	正会員		H.30.7.7	850	野田地域学習会講演料
	"		H.31.2.20	44,000	後見報酬
	正会員		H.30.9.10	60,000	後見報酬
	副理事長		H.30.12.3	12,000	後見報酬
	"		H.31.2.25	12,000	後見報酬
	正会員		H.31.3.22	20,000	後見報酬
	正会員		H.31.3.22	20,000	後見報酬
	正会員		H.31.1.22	32,000	後見報酬
	"		H.31.2.20	60,000	後見報酬
	"		H.31.3.26	1,000	流山市相談料
	正会員		H.30.7.27	3,000	野田養成講座講演料
	正会員		H.30.5.20	2,000	スキルアップ講演料
	"		H.30.8.19	2,500	レベルアップ講演料
	"		H.30.9.20	60,000	後見報酬

支払先	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務の提供の内容等
	副理事長		H30.6.18	12,000	後見報酬
	〃		H30.9.20	12,000	後見報酬
	〃		H.30.11.17	3,500	松戸養成講座講演料
	〃		H.31.2.21	12,000	後見報酬
	〃		H.31.3.20	12,000	後見報酬
	正会員		H.30.5.10	17,200	後見謝礼
	〃		H.31.2.25	48,000	後見報酬
	〃		H31.3.12	21,200	後見報酬
	正会員		H30.9.20	48,000	後見報酬
	〃		H31.3.26	2,000	流山市相談料
	正会員		H.30.8.19	2,500	レベルアップ講演料
	〃		H.30.11.10	3,500	松戸養成講座講演料
	正会員		H.30.8.19	2,500	レベルアップ講演料
	〃		H.30.12.3	60,000	後見報酬
	〃		H.31.2.25	60,000	後見報酬
	正会員		H30.6.18	60,000	見報酬
	正会員		H30.5.13	2,500	後見制度学習講座講演料
	正会員		H 30.7.7	850	野田地域学習会講演料
	〃		H.30.7.27	3,000	野田養成講座講演料
	〃		H.31.2.21	60,000	後見報酬
	常務理事		H.30.7.1	15,000	柏、老後の安心講座講演料
	〃		H.30.7.15	5,000	野田、養成講座講演料
	〃		H.30.7.27	20,000	野田、養成講座講演料
	〃		H.30.9.9	12,500	レベルアップ講演料
	〃		H.30.10.21	10,000	我孫子老後の安心講演料
	〃		H.30.11.4	5,000	松戸養成講座講演料
	〃		H.30.12.16	5,000	レベルアップ講演料
	〃		H.31.3.15	15,000	松戸老後の安心講演料
	〃		H.31.3.3	15,000	野田 老後の安心講座講演料
	正会員		H.31.2.21	16,000	後見報酬
	〃		H31.3.26	2,000	流山市相談料
	正会員		H.30.7.27	3,000	野田 養成講座講演料
	理事長		H.30.7.1	10,000	柏、老後の安心講座講演料
	〃		H30.7.8	10,000	柏、レベルアップ講演料
	〃		H.30.6.19	10,000	野田 養成講座講演料
	〃		H.30.10.21	10,000	松戸養成講座講演料
	〃		H.31.3.3	10,000	野田 老後の安心講座講演料
	常務理事		H30.5.10	25,800	後見報酬
	〃		H31.3.12	31,800	後見報酬
	正会員		H.30.11.18	10,000	我孫子老 後の安心講演料
	〃		H.31.2.11	2,000	スキルアップ講演料
	〃		H.31.3.17	5,000	野田老後の安心講座講演料
	正会員		H.30.6.22	48,000	後見報酬
	正会員		H.30.7.7	3,350	野田地域学習会講演料
	理事		H.30.6.18	12,000	見守報酬
	〃		H.30.11.10	3,500	松戸養成講座講演料
	〃		H.31.3.12	12,000	見守報酬
	正会員		H.30.7.18	60,000	後見報酬
	〃		H.30.7.27	3,000	野田 養成講座講演料
	〃		H.30.11.12	51,000	後見報酬
	正会員		H.30.12.3	48,000	後見報酬
	理事		H30.11.4	5,000	松戸養成講座講演料
	常務理事		H.30.5.16	7,500	地域で暮らす講座講演料
	〃		H.30.9.23	7,500	柏 後見活動普及啓発講演料
	〃		H.31.1.8	5,000	後見活動普及啓発活動
	〃		H.31.1.11	5,000	後見活動普及啓発活動

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	認定NPO法人東葛市民後見人の会	チェック欄
-----	------------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	○
---	---

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	26年4月1日～27年3月31日	15人	0人	0%	0人	0%
②	27年4月1日～28年3月31日	16人	0人	0%	0人	0%
③	28年4月1日～29年3月31日	16人	0人	0%	0人	0%
④	29年4月1日～30年3月31日	17人	0人	0%	0人	0%
⑤	30年4月1日～31年3月31日	19人	0人	0%	0人	0%
申請時		19人	0人	0%	0人	0%

⑥ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等						
定款第28条に「各正会員の表決権は、平等なるものとする」と規定	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。



第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。



阿部美佐子	理事		○	○	○	○	○	○	26. 5. 18
住田久男	理事								26. 5. 18
	副 理 事 長		○	○	○	○	○	○	28. 7. 1 副 理 事 長
渡部功雄	理事		○	○	○	○	○	○	26. 5. 18
谷 辰夫	監事		○	○	○	○	○	○	26. 5. 18
加藤幸生	理事			○	○	○	○	○	27. 5. 24
佐藤幸典	理事			○	○	○	○	○	27. 5. 24
鈴木章雄	理事			○	○	○	○	○	27. 5. 24
豊田とし子	理事			○	○				27. 5. 24 28. 5. 22
西沢芳樹	理事				○	○	○	○	28. 5. 22
山崎正四郎	理事				○	○			28. 5. 22 29. 5. 27
越智邦子	理事					○	○	○	29. 5. 27
宮下米和	理事					○	○		29. 5. 27 30. 5. 27
松村直道	理事						○	○	30. 5. 27
	理 事 長								元. 5. 24 理事長
森田吟子	理事						○	○	30. 5. 27
藪下 敏	理事						○	○	30. 5. 27

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	認定NPO法人 東葛市民後見人の会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
立替費用請求兼領収書	WEB 会計	随時	7年
総勘定元帳	同上	同上	同上
現金出納帳	同上	同上	同上
預金出納帳	同上	同上	同上
会費入金管理台帳	同上およびUSB	毎月	同上
領収証	ファイル綴じ	発行受領時	同上

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	認定NPO法人東葛市民後見人の会	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	認定NPO法人東葛市民後見人の会
-----	------------------

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 ○
---	------------

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無

⑨ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。

欠格事由チェック表

法人名	認定NPO法人東葛市民後見人の会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります <sup>(注3)</sup> ）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	--	----------------------------------

添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
------	--	----------------------------------

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ



(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。